

# さいたま市教組新聞

さいたま市  
教職員組合  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail saitama@kyouiku-net.org  
URL http://www2.plala.or.jp/saitama-sikyousu/  
2008.1.23(水)  
No.134

## 人事評価結果「D」も昇給もある 「勤勉手当の削減」は見送り



去る一月二十五日、埼玉連（埼玉県教職員組合と埼玉県高等学校教職員組合で構成）は五五〇人の両教組組合員の参加で、

【当局提案】  
前年度の人事評価結果が「D」の職員については昇給しない（二〇〇九年四月一日の昇給から）  
前年度の人事評価結果が「D」の職員の勤勉手当の支給割合を、新たに設定する下位区分として〇・一五月分下げる（二〇〇九年六月期の勤勉手当から）

埼玉連は歴史的提案であるとして、賃金確定交渉とは切り離して、この問題だけでの団体交渉を実施してき

最終的に、県教委は「勤務成績の証明に当たっては、人事評価結果のみを用いる

### 評価結果は参考として用いる

一月九日の地公労第一回団体交渉で県教委は上記の提案を行いました。

成果主義的差別賃金に関する第三回団体交渉を実施しました。県教委が提案していた「人事評価結果が「D」の教職員の昇給なし」を大幅に押し返すとともに、「人事評価結果「D」は勤勉手当の〇・一五月削減」の提案は見送らせました。

当初提案では人事評価結果「D」は「昇給なし」でしたが、「人事評価結果「D」であっても、人事評価では考慮されない精神疾患等病気など個人的事情や介護など家庭事情等を斟酌できる場合は、四号昇給する」「最終評価が「D」であっても、昇給なしで取り扱うことが著しく不相当であると認められるときには昇給させることもある」と回答しました。



### 特別昇給は従来通り

また、毎年四月一日一定の年齢・経歴年数の職員を対象に行われる特別昇給（二号あるいは四号昇給）は、従来通り二〇〇八年四月一日実施されることも確認しました。

### 勤勉手当の削減は見送る

人事評価結果「D」の職員の勤勉手当の〇・一五月分の削減については、今回は見送ることを回答しました。

### 「D」評価以外の職員は四号昇給

今回の提案は人事評価結果「D」の職員に限ったものであること、評価結果「D」以外の職員の昇給は四号昇給となること、成果主義的査定昇給の導入は提案していないことを確認しました。

今回の提案は人事評価結果「D」の職員に限ったものであること、評価結果「D」以外の職員の昇給は四号昇給となること、成果主義的査定昇給の導入は提案していないことを確認しました。

**新たな職「主幹教諭」の扱いは現在の「主幹」と変わらず**

学校教育法の改定により、新しい「職」である副校長、主幹教諭、指導教諭をおくことができることになりました。埼玉連と県教委は「新たな「職」の設置に関わる」交渉を実施し、左記の確認事項を取り交わしました。

二〇〇五年一月二六日の管理規則改定に関わる埼玉連第三回交渉での「交渉の記録」「まとめ」の趣旨を踏まえる

管理職候補者名簿登載者から充てる授業軽減等特別な待遇はない教諭であり、身分上・給与上の待遇は変わらない。部活等も担当する。現時点では県立学校管理規則の「主幹」が「主幹教諭」に名称変更になる以外は「県立学校学校管理規則等の一部改正については変更しない」。

「主幹教諭」の活用にあたっては、特定の分掌への配置や委員会の委員長に充てることを規則上定めるものではなく、教職員の共通理解を深めた運用を行う。

二〇〇七年度、さいたま市では小学校六校、中学校一校、養護学校一校に「主幹」が配置されています。二〇〇八年四月一日から主幹教諭となった場合でも、扱いは今まで通りです。

